

○原子力規制委員会設置法（平成二十四年六月二十七日法律第四十七号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正）

第六十三条 次に掲げる法律の規定中「及び運輸安全委員会規則」を「、運輸安全委員会規則及び原子力規制委員会規則」に、「又は運輸安全委員会の」を「、運輸安全委員会又は原子力規制委員会の」に、「又は運輸安全委員会規則」を「、運輸安全委員会規則又は原子力規制委員会規則」に改める。

一 （略）

二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四十八条

三 〽七 （略）